

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回枚方市支援教育充実審議会
開催日時	令和7年4月30日（水） 15時00分～17時00分まで
審議会場	オンライン（Zoom） （傍聴場所）枚方市役所 第3分館 第4会議室
出席者	<p>会長 相澤 雅文（京都教育大学）</p> <p>副会長 山下 敦子（神戸常盤大学）</p> <p>委員 野口 晃菜（一般社団法人 UNIVA）</p> <p>委員 柏木 充（市立ひらかた病院）</p> <p>委員 小出 伶奈（枚方市立小学校保護者）</p> <p>委員 井村 恵美（市民）</p> <p>委員 小寺 鐵也（種智院大学）</p> <p>委員 奥野 睦美（枚方市立小学校支援教育コーディネーター）</p> <p>委員 東野 恵子（枚方市立中学校支援教育コーディネーター）</p> <p>委員 渡邊 かおり（大阪弁護士会 萩の木法律事務所）</p> <p>委員 大泉 エリ子（枚方市立小学校長会）</p> <p>委員 村上 徹（枚方市立中学校長会）</p> <p>委員 牧村 剛（枚方市PTA協議会）</p> <p>委員 小出 伶奈（枚方市立小学校保護者）</p> <p>委員 廣井 理恵（枚方市立中学校保護者）</p> <p>委員 井村 恵美（市民）</p>
欠席者	委員 奥出 久実（大阪心理カウンセリングセンター）
案件名	（1） 答申にむけて①
提出された資料等の名称	資料1 枚方市支援教育充実審議会における答申の項目について（案） 参考資料1 答申（案）
決定事項	
会議の公開、非公開の別	

及び非公開の理由	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	
傍聴者の数	2
所管部署 (事務局)	学校教育部 支援教育課

審 議 内 容
<p>(会長)</p> <p>それでは、定刻となりましたので、令和7年度枚方市支援教育充実審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、公私なにかとお忙しい中本会議へのご出席、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局から、本日の委員の出席状況と傍聴者について、報告をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>本日の委員の出席状況ですが、委員15名中8名の出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項に基づき、本会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>また、本日の傍聴者は、現在のところ2名でございます。</p> <p>(会長)</p> <p>ありがとうございました。それでは、令和7年度の開催にあたり、改めて事務局より事務連絡がありますので、事務局からお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>失礼します。令和7年度枚方市支援教育充実審議会の担当となりました大野です。委員の皆様との事務的な連絡調整をさせていただきますので、今後とも宜しく願いいたします。</p> <p>続きまして、令和7年度の学校教育の人事異動に伴い、委員の解嘱と委嘱が行われましたので、改めまして委員の方々をご紹介します。ご参加いただいている委員の皆様におかれましては、ご挨拶のみ、お願いいたします。</p> <p>本審議会会長、副会長をご紹介しますとともに、以下名簿順でご紹介させていただきます。</p> <p>まず、教育学より、本審議会会長 京都教育大学 総合教育臨床センター長 教授 相澤 雅文委員でございます。</p> <p>続きまして、副会長 神戸常盤(ときわ)大学 教育学部 こども教育学科 教授 山</p>

下 敦子委員でございます。

続きまして、一般社団法人 UNIVA 野口 晃菜委員でございます。

続きまして、医学より、市立ひらかた病院 小児科部長 柏木 充委員でございます。

続きまして、福祉学より 種智院大学 教授 小寺 鐵也委員でございます。

続きまして、臨床心理より、大阪心理カウンセリングセンター 代表 奥出 久実委員は本日欠席でございます。

続きまして、法律より、萩の木法律事務所 弁護士 渡邊 かおり委員でございます。

続きまして、教育より、枚方市立春日小学校長 大泉 エリ子委員でございます。

今年度新たに委員として委嘱させていただきましたので、一言ご挨拶お願いいたします。

(大泉委員)

こんにちは。春日小学校の大泉と申します。今年度より、一緒に考えさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、枚方市立蹉跎中学校校長 村上 徹委員でございます。

続きまして、枚方市立津田小学校支援教育コーディネーター 奥野 睦美委員でございます。

続きまして、枚方市立第二中学校支援教育コーディネーター 東野 恵子委員でございます。

続きまして、保護者より、枚方市 PTA 協議会会長 牧村 剛委員でございます。

続きまして、枚方市立小学校保護者代表 小出 伶奈委員でございます。

続きまして、枚方市立中学校保護者代表 廣井 理恵委員でございます。

続きまして、市民代表 井村 恵美委員でございます。

以上です。なお、本審議会の当初の任期が令和 7 年 4 月 30 日までであったことから、次回までに再委嘱の手続きをさせていただき、新しい委員名簿を送付させていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。令和 5 年度から開催されております本審議会も、今年度は答申の年となりました。これまで枚方市における支援教育について、様々な議論をしてまいりました。論点を整理する中でも、委員の皆様の思いを大切にしながら進めてきたことで、枚方市における支援教育のこれまでの成果や課題、さらに進めていかなければならないことなどを概ね共通理解できたのではないかと思います。

今年度、本審議会から教育委員会に提出する答申は、今後の「枚方市の支援教育の充実」に向けた大きな指針となります。これまで枚方が大切にしてきた「ともに学び、ともに育つ」教育をどう進めていくのか、さらには、子どもたちの社会的自立に向けて、これまで 2 年間、委員のみなさまと議論してきた内容をまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、案件 1 に参りたいと思っております。

本審議会の中でも、途中入級児童・生徒の保護者への支援学級在籍に向け丁寧な説明の必要性が話題としてあがっていました。

これを受け、在校生が通級指導教室や支援学級を検討される場合、児童生徒や保護者が学校に相談された際に活用できる在校生用リーフレットを教育委員会が作成したということですので、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

先ほど、会長からもお話いただきましたが、本審議会でも、途中入級児童・生徒の保護者への支援学級在籍に向けて、丁寧な説明の必要性が課題とされてきました。これまで、説明については、子どもたちや保護者の窓口になる学校が行ってまいりましたが、学校と保護者、児童生徒が支援教育についての共通理解に基づいて相談するための資料がない現状でした。これを受け、今年度、教育委員会として、在校生用リーフレット「お子さまのよりよい学びの場に向けて」を作成し、全校児童生徒保護者に配付いたします。これにより、通級指導教室の利用や支援学級の利用を検討する児童・生徒・保護者へのより丁寧な説明について、どの学校でも同じ情報を保護者に提供することができ、丁寧な説明が可能となります。裏面につきましては、通級指導教室や支援学級利用までの流れが分かりやすいようにフロー図で示しております。今後の予定として、1 学期中には全小中学校へ通知し、全保護者に配付予定でございます。

本日は、委員のみなさまに情報提供させていただきます。今後は、このリーフレットをもとに、各学校での支援学級在籍に向けて保護者への説明を行っていくこととなります。説明は以上になります。

(会長)

ありがとうございます。1 学期中に全保護者へ配付することで、どの学校でも途中入級にあたり丁寧な説明の実施につなげるというご説明でした。このリーフレットの内容については、審議会内での検討を行うことはいたしません。ご覧になられて、何かご感想等ありましたら、少し時間を取りますのでいかがでしょうか。

配付した後に、内容についての説明は学校の先生が行うことになりますか。また、説明される先生がどのような立場の方であるかということも校長会等で周知されるということでしょうか。

(事務局)

説明については学校が保護者に行うことになります。学校には、校長会を通じて保護者から相談があった場合は個人懇談等で活用することについて周知しております。子どもの困り感を受ける最初の窓口は担任の先生であることが多いと思いますが、資料に記載の通り、支援教育コーディネーターや教頭先生も活用することを想定しています。これまで、担当によって説明の仕方が違うこともあったのではないかと課題に対して、全ての教員が同じ説明を行えるための支援策として個のリーフレットを作成いたしました。

(会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(小出委員)

意見です。保護者に配付すると思いますが、文字が多いと読み込むことが難しいとは思いましたので、窓口の部分だけでも色を変えるなどして一目でわかるようになると良いなと思いました。じっくり読み込めばわかると思うのですが、探せば見つかるというのではなく、支援ということが初めての人でもわかるようにお願いします。まとめていただいてありがとうございました。

(会長)

分かりやすくなるように二か所に書いているということですが、今後も改善をしてくださるということですね。宜しくをお願いします。

(井村委員)

保護者にとっては、このプリントをもらうことによって通常の学級で過ごしていただいても、通常の学級だけで過ごすというのはよくないのかなというプレッシャーを感じる方も絶対にあると思いますので、逆に、支援学級や通級指導教室から通常の学級に移りたいという場合も同じように相談できるというようなことがどこかにかいていると安心されるかと思いました。あと、小出委員がいていたように、反対色で、強調しておいたほうがいいかなと私も思いました。以上です。

(事務局)

先ほど井村委員がおっしゃっていただいた通り、枚方市教育委員会としては通常の学級でともに学びともに育つところをめざしています。資料の中で書かせていただいておりますのは、困り感があった際、まずは学校に相談があったというときに対しても、アセスメントをしっかりとやっていくということを明記させていただきました。その中で、教師の視点だけではなくではなく、様々な専門家の方々の力を借りながら適切なアセスメントに力を入れていく。その上で、お子様の意見と納得感というのを大切にしていくということも明記しております。このことから、通常の学級でいかに配慮を行っているかということについても、改めて記載させていただいているところです。

例えば教室はユニバーサルデザインのことであったり、先生の指導であったり、また授業の中ではこういった配慮も行っています。だからこそ、通常の学級での配慮についてはまずはご理解いただくところを、ポイントとして置いているような図になっています。また、それでも合理的配慮については、アセスメントや困り感に基づいた合理的配慮を通常の学級で対応することについても、通常の学級でともに学びともに育つところを強調しているところがございます。一例として挙げさせていただいているところではありますが、基本的に通常の学級でともに学ぶことをめざしているところです。

先ほど井村委員からご意見いただいた通り、支援学級や通級指導教室を活用されたとしても、困り感の改善や、困り感の解消があれば、フロー図をたどっていけば、支援学級から通級指導教室、通級指導教室から通常の学級へというようなゴールではございませんが、こういった学びの場の見直しというところを適切に行っていきますということを書かせていただいております。また、学びの場の再検討ということについて、入級や

退級をしても学びの場の見直しの際には、もう一度アセスメントというスタート地点に立ち、改めて、適切にアセスメントをして学びの場を決定していきますのでご相談くださいという資料のつくりになっています。以上です。

(会長)

ありがとうございます。野口委員、特別部会等にもご参加されていると思いますが、そのあたりの視点からはご意見いかがでしょうか。

(野口)

ありがとうございます。これまでそもそも通級とは何かというのを保護者が知る機会がなかったということでもわかりやすい資料を作成いただき本当にありがとうございます。おっしゃっていただいた通り、通常の学級でこういう基本的な取り組みをちゃんとしていきますよということが明記されている部分に関して、非常に重要だと思います。通級を今後より広く運用していくにあたってまさに相澤先生がおっしゃっていただいた特別部会、次期学習指導要領に向けた文科省での議論で、私もそちらの委員をしている中で、やっぱり話題になっていることとしては、どうしても通常の学級に適用するための通級みたいな形の位置付けになりやすいですけれども、そうではなくて、通級でのことも、通常の学級のこともたくさん書いていただいているのはまさにその通りで、通級で分かったその子の特徴だったり、その子らしい学び方っていうのを通常の学級に返していくというか、そういう連携の取組がすごく重要になってくると思うので、今後、ちなみに次期学習指導要領では、特別支援の子どもに対する通級のみでなく、不登校をどこに関しても同じような形で等、その子に合った教育課程の編成というのが認められるようになっていくということが今後進んでいくと思いますが、これはどの委員も言っていることで、どういう子に対する通級であっても通常の学級に、要は子どもが合わせるために別の場での学ぶというよりも、別の場での学びを生かして、むしろ大人たちがそこから学んで、それを通常の学級での環境調整に活用していくという、そういう視点がとても重要になってきますので、すでにこの通常の学級で、合理的配慮というものをしっかりとしていきますよっていうことも書いていただいたりするかと思いますが、ぜひ引き続きそういった視点を大事にさせていただけるといいのかなと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。今、次期学習指導要領の審議等で議論が進んでいるところでもありますけれども、いろんなアイデアが出されて、進んでいるところの中で、これをどう生かしていくのかというような、使い方についても、市内の先生方に周知していただけるような取り組みになっている、非常に有効なものになっていくのではないかなというようなことを私自身も考えております。いかがでしょうか。

(柏木委員)

質問ですが、保護者の方から質問や困っているということを知りたいのですが、支援学級から通常の学級に移行した際、しばらくして通常の学級ではなかなか厳しいという状況になった場合に、次の学年で支援学級に戻るといったことが難しいと学校から説明を受け

たと聞きました。先ほどの説明とは違う説明を保護者が受けているように思うのですが、それはそうではないという理解でよろしいでしょうか。確認できたらと思います。

(事務局)

事務局としては、基本的に学び場の選択は柔軟に行うべきであるというのは文部科学省の示されているようなもの、制度に基づいたものであると思っております。

ただし、柏木先生が保護者の方からご意見を伺っている中では、例えば、支援学級から通常の学級に戻るといったことに対して、しっかりと子どもの意見等が反映されたものであるのかというところはポイントになると思います。その中で、先ほど野口先生のご意見でもありました通り、例えば支援学級で、子ども自身が適切に合理的配慮というものを身につけて、学校もしっかりと理解した上で、通常の学級で配慮していくということをやっていけば、通常の学級で学べるということが前提なので、学びの場を通常の学級にしたいとか、支援学級にしたいというふうな思いだけではなくて、その子がしっかりと力を発揮できる学びの場として合っているかどうかのアセスメントとをしっかりと行ったうえで、柔軟に学びの場というのは対応できるというふうにとらえております。

(柏木委員)

建前はそうだと思います。例えば、通常の学級に戻って、やはりなかなか厳しいということで、支援学級に戻るということを希望された場合には、制度的に許されているのかどうか。また、アセスメントが間違っていたということで断られてしまうのかどうかどちらでしょうか。

(事務局)

制度上は可能です。アセスメントが間違っているというよりも、子どもたちの発達の状況によっても、障害の状況であったり困り感であったりというのは、日々変化するものであるととらえておりますので、その困り感が出たときには、すぐにアセスメントに基づいて再び対応し、学びの場についても柔軟に対応して参ります。

(柏木委員)

今までも支援学級で学んでおられて、通常の学級に戻って、再び支援学級や通級指導教室に戻られたという事例はありますか。

(事務局)

ございます。

(柏木委員)

事例があるということですね。では、一応聞かれた場合にはそういうふうに戻られた方もおられますよというふうにお伝えしてもいいということですかね。今までは、なかなか厳しいんじゃないかというふうに、皆さん言っておられたので、ちょっとそこは1度聞いてみますというふうに応えているので、今日伺えたらと思っていたので良かったです。

(事務局)

そういった問い合わせの際に、先生からおっしゃっていただきたいというのは、学びの場ありきではなく、その子が実際に困っているポイントというのはどういうところか

ったんですかということであったり、また、通常の学級に戻るとなったときにどういったところの力がついたのかということについて、しっかりと学校とお話されましたかということは、保護者の方にしっかりとお話いただけたらありがたいと思っております。そのうえで、改めてまたその困り感について、学校としっかりと相談したら、学びの場については柔軟に見直してくれるはずだよというふうなお返しをいただけるとありがたいです。

(柏木委員)

わかりました。

(会長)

ありがとうございます。フレキシブルな対応というようなことで進めていただいているかと思しますので、その子一人一人のことについてお話をしていくというような、学びの場についても検討していくという形になるかと思えます。

(小出委員)

失礼します。先ほどの柏木先生の件で、通常の学級に戻って、再び支援学級にまた戻れるのかというお話があったと思いますが、国の制度的には、1学期の6月ぐらいまでに、次の年度の意向を言わなければならないとか、そういう手続き的なこともあって断られることもあったり、学校の配慮で、2学期に言っても、次の4月からとか途中から戻れるということもあったとは思いますが、多分制度で「難しいです」と言われた保護者の方と、制度じゃなくても学校の配慮で戻れたという方もいらっしゃると思うので、ケースによると思えます。

あともう1つ意見ですが、このリーフレット等でもそうですが、枚方市がともに学びともに育つ教育を大事にしているということをもう少し協調できないでしょうか。他の地域だと、通常の学級と支援学級は別物だという感じでとらえている地域もあったり、あと保護者の昔の経験として別々に過ごしていたから、今も支援学級に行ったら、別で過ごさなければならないと思っている人もいますので、枚方市では支援学級に在籍したとしても、通常の学級でともに学びともに育つんですと。スペースはないと思いますが、少し検討していただけたらと思います。

(会長)

ちょっと太字にするとか下線を引くとかってというような強調してみてもはどうでしょうかというようなことでよろしいでしょうかね。

(小出委員)

はい。宜しくお願いします。

(井村委員)

フロー図のページのタイトルですが、支援学級入級までのフローとなっているので、これを見ると保護者は困っているのか、支援学級に行くまでのケースを教えてくれているかと思ってしまうかと思えます。教育委員会が丁寧にこのリーフレットを作ってくださっているのがすごく伝わってきて、とてもありがたいかと思えますが、困っている保護者はとても心が弱っているんですね。例えば、クラスの中で、他の友達に何か迷惑をかけ

てしまったみたいなのがあると、心が弱ってしまっている保護者にとったら、ここにはいけないんじゃないかという思いに強迫観念を抱かれたりとか、とても弱っていると被害妄想になったりとか、そういうことって障害児の保護者に限らないかもしれないけども、そういう気持ちになる方は多いと思います。とてもすばらしい思いで作ってくださっていると思いますが、心が弱っている保護者に対してはちょっと伝わりにくいんです。だから、通常の学級から、支援学級や通級までのフローもいいんだけど、その逆もいけるんだよというところがタイトルだけでも分かるようにすると安心されると思います。

例えば、小学校入学の際に地域の学校に相談をしたくて、地域の学校に連絡をした。受けてくれた教頭先生から「あとで連絡しますね」と言われて電話を切られてから、教頭先生が連絡することを忘れていた。もうそれだけで保護者は、うちの学校に来ないでくださいと拒否をされたと思って支援学校を選ばれた保護者さんとかもいます。そういった保護者は敏感になっているので、申し訳ないですがもう少し保護者目線の方に立ったものにしてもらえると嬉しいです。以上です。

(会長)

具体的なアイデアとかありますか。

(井村委員)

まずはタイトルの部分が、通級や支援学級の方に行くためのフローであったり、逆もできるんだと思えるようなタイトル、学びの場を検討するためのフローでもいいと思うんですけど、ちょっとその辺の、今すぐに言葉が出てこないですが、このタイトルだけでも変えていただくと、わかりやすくなると思います。

(会長)

ご意見をいただきましたので、ご検討いただくということにします。通級指導教室や支援学級では特別の教育課程の編成というのが行われているのですが、途中入級を希望するお子さんや保護者の方についてはそういった内容であるとか、自立活動の説明であったり、単なる学習の補充というならないというようなことであったりとか、そういった仕組みとか子どもたち一人一人の状況や特性等に応じて、そのコストや能力を十分に発揮できる教育環境の創生というようなところが1つのねらいになっているのではないかというふうに思います。皆さんからもお話があった通り、通級というのが通常の学級に適用するためではなくて、通級指導教室の中から、知りえたことを、今度は通常の学級の方でも、活用していくその組み合わせとか、取り組みを行っていくというような双方向のあり方というようなことが、この中からは、ぜひ保護者、本人保護者それから教員の皆さんに伝わっていけばよろしいのかなというふうに思っているところでございます。

今回は教育委員会から配付というようなことでございますけれども、それぞれの学校で適切に活用していただけるように、教育委員会の方でもいろいろとご教示いただいて、校長会であるとかっていうところで周知を徹底していただけたというふうに思います。みなさま様々のご感想ありがとうございました。途中入級を希望する子ども、保護者に

は、特別の教育課程の編成の必要性や、自立活動の内容、単なる学習の補充とならない事等、支援学級の仕組みだけではなく、子どもたち一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる教育環境や支援のあり方について、丁寧にお話する必要があることは、本審議会でも確認していますので、適切な説明をいただくための方策として必要不可欠であると思います。今回、教育委員会から配付されるとのことですが、学校で適切に活用されるよう教育委員会としても確認願います。では、案件 1. についてはここまでとさせていただきます。

続いて、案件 2. 答申に向けて①として、枚方市支援教育充実審議会における答申の項目について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

失礼します。「枚方市支援教育充実審議会における答申の項目について」をご覧ください。まず、初めに令和 7 年度のスケジュールについて確認させていただきます。全体的なスケジュールはご覧の通りです。

第 1 回から第 3 回目までは、この後提案させていただきます項目ごとに確認を進め、議論を深める必要がある内容について議論します。そして、答申の原案を確認しまして、記載内容について合意形成を図ってまいります。

第 4 回から第 6 回では、実際に出来上がった答申の内容の確認を進め、文言修正等を行った上、記載内容を決定し、10 月 29 日(水)の第 7 回の審議会で最終答申を、いただく予定としております。

それでは、答申の項目について説明させていただきます。

提示しております答申の項目につきましては、相澤会長より依頼いただき、これまでの審議会の主な論点をまとめた中間報告資料を基に事務局より提案させていただくものになります。

項目としましては、「1. ともに学びともに育つ教育とは」「2. 子どもたちの一人一人の障害の状況理解」「3. 通常の学級での支援、配慮の充実に向けて」「4. 通級指導教室での支援の充実に向けて」「5. 支援学級での支援の充実に向けて」「6. 子どもたちの自立、括弧社会的自立、自立に向けて」「7. 関係機関との連携」としております。

これは、答申の記載内容を考えた際に、まずは支援教育の大きな理念等を確認した上で、子どもたち一人一人の障害の状況等の把握に取り組み、通常の学級で何ができるのかを考えること、また、通級指導教室や支援学級とつながり、その先の自立に向けて。

こういった流れを想定した順番としております。項目内容について順にご説明します。

1. 「ともに学び、ともに育つ教育とは」について

この項目については、中間報告であった、「ともに学び、ともに育つ」教育についてと「インクルーシブ教育について」をまとめる形で整理しています。

本項目では、これまで議論されてきた内容の「理念」「子どもたちの多様性」「個に応じた教育的ニーズ」「市独自の少人数学級編成の事業」について記載内容としています。

一方、議論を深める必要がある観点として、答申で使用する「言葉の定義づけ」があげられると思います。特に、ご覧の 2 つの内容については、この後委員の皆様で議論し

ていただけたらと考えております。

2. 子どもたちの一人一人の障害の状況理解について

この項目は、主に「アセスメントについて」等を記載する項とします。

具体的な内容としては、「就学前相談の体制」「個別の教育支援計画・指導計画の作成、活用」「途中入級に向けた相談・アセスメント」等が記載する内容になると考えられます。

議論を深めていく内容としては、学校以外の相談窓口の充実といった観点で、「学校や保育幼稚園等以外に、保護者がどのような窓口を利用しているのか？」また、教育委員会で相談した際に相談にのるだけでなく、関係機関につなげていくなど「教育委員会の相談窓口としての役割はどういったものがもとめられているのか？」ということ等を議論する必要があると考えます。

3. 通常の学級での支援・配慮の充実に向けて

この項目は、「通常の学級における支援の充実について」を記載する項とします。

具体的な内容としては、「多様な子どもがいることを前提とした学級づくり」「個別最適な学び・学びのユニバーサルデザイン」「基礎的環境整備と合理的配慮」「校内支援体制の整備と充実」等を記載されると考えられます。そして、通常の学級でより「ともに学び、ともに育つ」を進めるために必要なことについて、参考になる事例の共有をより進めるために何ができるのか等、記載の4点について議論していただきたいと思います。

4. 通級指導教室での支援の充実に向けて

この項目は、「通級指導教室のあり方、利用にあたって」「自立活動、学び方」「教員研修」「通常の学級との連携について」等の記載が考えられます。また、この項目においては、一定検証済みであるため、改めて議論を深めていただくことはありません。

5. 支援学級でも支援の充実に向けて

この項目は、「支援学級のあり方、利用にあたって」「自立活動の内容」「学習方法や環境の在り方」「途中入級について」「基礎的環境整備と合理的配慮」「校内支援体制の整備と充実」等の記載が考えられます。そして、入級を希望する児童・生徒、保護者に対してどのような説明を行うのか？などもう少し議論をすすめていただく必要があると思われます。なお、先ほどお示ししました、「在校生用リーフレット「お子さまのよりよい学びの場に向けて」」はこの観点において作成しました。

6. 子どもたちの「自立(社会的自立)に向けて」

この項目は、「小中学校での情報共有、将来的な話」「校内支援委員会のもちかた」「退級前、退級後の支援」等の記載が考えられます。また、社会的自立を見据えた進路選択にどんな情報があったらよいか？地域や社会福祉とつながるためには何が大切なのか？といった観点でもう少し議論をすすめていただきます。

7. 関係機関との連携

この項目は、「就学前相談」「就学時、保護者対象の学校見学」「小学校による園所訪問」等について記載が考えられます。「就学前施設との連携」「療育機関（放課後デイ）との情報共有」「医療的・心理的等専門家等との連携」については、もう少し議論が必要だと考えられます。以上が、答申の項目の提案になります。

(会長)

ありがとうございます。答申の項目立てにつきましては、前回の審議会の中で、私に一任させていただくことについて了承いただいておりますので、今回の資料としております。本日の資料については、事務局との打ち合わせのなかで、私から「中間報告の内容を前提として」これまでの審議会の内容をふまえ、事務局側に資料作成を依頼したものにになります。

それでは、今、ご説明がありました答申の項目について、「もっと細かく項目立てをした方がいい」とか「こんな項目があったほうがいい」等、項目の数や内容について、委員の皆様からご意見をいただきたく思います。

(小出委員)

1、ともに学びともに育つ教育についてですが、その中で、市独自の少人数学級編制(ダブルカウント)も入れていただいていると思いますが、論点整理での説明の際、少人数学級編制を実施したすべての学校に、教員を配置することができていないため、教員の確保に努めているという説明があり、次のページにも、少人数学級編制のことが記載されていて、同じクラスの一員だという内容を書きいただいておりますが、中間報告で、ダブルカウントは継続しますという言葉も一応入っていたとは思いますが、その記載はどうなったかという確認です。

この審議会開催前、文科省の4.27通知があった際に、前教育長がダブルカウントは必要性がなくなるという発言があり、市民や市議会からも継続を願う声が上がりました。令和5年度第3回でも、私も資料を出させていただき、少人数学級編制の必要性や内容についてご説明させていただきました。

教員不足が原因であるならば、今のやり方では確保がどんどん難しいということなので、以前に、野口委員が、令和5年度の1月の審議会のときに、提案してくださっていた特別支援教室構想、文部科学省の方でもご発言されたということだったと思いますが、そういうことも実現が可能なのではないかという話も出ていたと思います。そういった案を国に対して要望していくということも、記載できないかという思いもあります。教員不足だから仕方がないという言葉をよく聞きますが、この2年間通級指導教室は、国の基準以上に設置できているので、違う方法の検討も必要であると思います。もし教員を配置できないとしても、教育委員会の中で、この制度がきちんと引き継がれていくのかという部分については心配があります。これまでの資料では継続することについて記載がありましたが、たくさん議論されてきたと思いますが今回の資料には見当たらないですし、内容についても少なくなっているように感じます。野口委員からも原学級保障の大切さについては発言があったと思いますので、この「ともに学びともに育つ」の次にでもダブルカウント(市独自の少人数学級編制)の枠を記載できたらと思っています。以上です。

(会長)

大切なご意見だと思います。ありがとうございます。その他、皆さんお気づきの点等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(井村委員)

ともに学び、ともに育つ教育とインクルーシブ教育についての、2つ目、就学先の決定と学びの場の決定に最大限保護者の意向を尊重するとなっていますが、ここは最大限、子どもの意向を尊重するというふうにするとうよいと思います。審議会の中でも、医療モデルや社会モデルという議論があったと思いますが、個人的には、人権モデルという考え方を一番大切にしています。人権モデルとは、子どもの人権を最大限守るということになると思います。保護者と子お子さんの意見は違うこともありますので、最終的に決定するのは保護者になると思いますが、そこに子どもの意見を最大限尊重するような形の言葉が含まれていると、子どもと保護者の意見が違ったときに調整しやすい。それは学校の方とか、教育委員会の皆さんも調整しやすいと思うので、できるだけ子どもの意向を尊重するというふうにしていいただいたら、結局のところは最終的に保護者決定されると思うので、そういうふうな表現がいいのかなと思います。日常でも、保護者は子どもの意見を尊重しながら生活していると思いますし、社会や大人が子どもの意見を尊重しながら考えることができたなら一番だと思いますので、表現に対して提案しますのでよろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございます。渡邊委員、お願いします。

(渡邊委員)

私も井村の今言われたところには賛成で、私としても子どもの意向を尊重するというのを入れていただきたいなと思っています。もう1点、どこに入れるべきか判断がついていないのですが、インクルーシブ教育ということに関して、困り感がないお子さんの保護者の方の理解を進めるために働きかけをすること、啓蒙活動というか、やっぱり他の保護者の方の理解がないとなかなか進みにくいのではないかということについて記載があれば良いと思いますし、審議会でもそういった議論は出てきていたと思うので、どこかに入れていただけたらいいのかなと思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。「ともに学び、ともに育つ」という項目にインクルーシブについての記載があるので、ここに記載することが望ましいかどうか、その辺は少し検討させていただきますと思います。

その他、お気づきのこととかございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょう。

よろしいでしょうか。それではまた何か気づきの事があればご意見いただくというようなことにいたしまして、これで答申の項立てについては終わりにさせていただき、次に進みます。

先ほどの、事務局の提案の中で、「もう少し議論を深める必要がある内容」といったものがあったと思いますので、その確認を進めて参りましょう。

では、本日は、「1. ともに学び、ともに育つ教育とは」「2. 子どもたちの一人一人の障害の状況理解」の2つの項目について、議論を深めていきましょう。

また、私の方で、これまでの議論をもとに、答申の原案の作成を進めておりますので、こちらについてもここで委員の皆様へ提示した上で、議論を深める必要があれば進めていければと考えておりますので、答申（案）を共有します。先ほど少しご意見出たところだとちょっと黄色い線を今引いていましたけど、黄色いところは先ほどのダブルカウントの継続というようなご意見いただいていたかと思っておりますので、そういった内容について、これが答申（案）というような形で少しずつですが書き進めてきたところです。それから、就学にあたっては本人保護者の意向を可能な限り尊重しようというようなことも入れております。そういう意味で最初に、ともに学び、ともに育つ教育の理念についてというところで枚方市の考えを書かせてはいただいておりますが、まだまだ足りないかもしれません。このことについて1つずつ確認していく方がいいのかもしれませんが、何か、もっとこういうことを変更したり、つけ足したらいいんじゃないか、ここはいらぬんじゃないか、或いは、まだちょっと時間もありますので、そういったご意見等いただいて修正をしながら進めていく中で、最終的にもう一度皆様に読んでいただいて答申というような形での進め方をしていけたら良いかなというふうに思います。

まずは、「1.ともに学び、ともに育つ教育について」ご意見よろしいですか。

（小出委員）

枚方市では、ともに学びともに育つ教育を大事にしてきましたが、原学級保障の考えと資料にある枚方市は歴史的に通級を大切にしてきたという部分について、解釈に違和感があります。歴史的に大切にされてきたのは原学級保障の考えだったり、ともに学びともに育つ教育の考えであり、きこえの教室だったり、言葉の教室、あとは入り込み指導というものを実施してきたことで、障害がある子どもでも通常の学級で過ごせることで、ともに学べるという環境づくりをしてきたので、歴史的に大切にされてきたのは通級ではなく「ともに学び、ともに育つ」だと思っておりますのでお願いします。以上です。

（会長）

ありがとうございます。具体的にどのような言葉を入れていけば良いのかということについて、答申（案）を皆さんの手元にもお送りをしていただいて加筆修正していただいで私共にもまた送っていただけたらと思います。

（事務局）

会長に作っていただきました答申（案）につきましては、審議会終了次第こちらから皆様に送付させていただくという形ではどうでしょうか。

（会長）

わかりました。では、私の方からではなくて、事務局からですと、皆様のメールアドレスを把握されているのでお任せいたします。ともに学び、ともに育つという部分や、ダブルカウントについては少し説明も入れておりますので確認願います。内容では、ダブルカウントのあり方についても少しご説明をさせていただいておりますし、それから子どもたち一人一人の障害状況の理解について、多様性が広がっている中でどのような取り組みをしていく必要があるのかということ。それから、枚方市ではLITALICO教育支援ソフトの導入というようなことでの支援の質の向上が行われてきていること。それから就

学相談体制について、一般的に文科省で進められているってというようなことの図を入れておきました。この形の中での枚方の取組についても書いています。少しやわらかい表現を入れておりますけれども、もう少しこう硬い表現がよろしければそのように進めていきます。私の答申（案）は後ほど送らせていただくということですので、まず先ほどの教育委員会の方から説明がありました項立ての内容について、もう少しご意見をいただきながらというようなことで、進めていけたらと思います。もう一度すみませんが資料の共有をお願いします。

まず一つ目、議論されてきた内容としましては、理念について。それから、子どもたちの多様性について、個に応じた教育への対応について。それから、市独自の少人数学級編制というところでのダブルカウントについてです。それからもう少し議論を深める必要があるのではないかとこのところ言葉の定義づけについて。障害というのは何をもって障害とするのかであったり、それから社会的自立と自立の違いは何なのかといったことについて、もう少し議論をしていった方がいいのではないかとこのところ。それから、二つ目。子どもたち一人一人の障害の状況理解について、これまで議論されてきた内容としますと、就学前相談の体制について、それから個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用。ここには先ほどありました LITALICO 教育支援ソフトのことも入ると思います。それから途中入級に向けた相談アセスメント。先ほどのリーフレットというのが、関わってくるかなというふうに思いますし、もう少し議論を深める必要があるのではないかとこのところ学校以外の相談窓口体制の充実であると思います。

では一つ目に戻らせていただいて、ともに学びともに育つ教育というところの中で、これまで議論されてきた内容というところのご確認と、それからもう少し議論を深める必要があるとされていた「言葉の定義づけ」などについて、皆様から意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

障害というような、言葉の使い方かですね。いろいろな漢字であったり、ひらがなで表現している自治体もありますので、判断の難しさもございますが、全体的でも結構ですけど、ともに学びともに育つ教育というところについて、ご意見、感想でも結構ですのでいただければと思います。山下委員、いかがでしょうか。

（山下委員）

先ほど、相澤先生が方針の原案ということで書かれていた中に、子どもの多様性という言葉がいくつかあったと思いますが、障害というようなことではなくて、まさにその子どもたちの多様性というところで、障害がその子どもの中であって、という話ではなくて、社会との関係性とかそういうような捉えで学ぶ難さであったり、そういうことを、どうしていくかというようなあたりが良いのかなあというふうには思いました。なので、特にこういうのを障害だっているのではなくて、学びの場の多様性や、子どもの多様性というようなイメージなのかなと思って読ませていただいております。

（会長）

障害ということだけではなくて子どもが何かしらの困った状況に陥っていたりとかというようなことに対して、様々なサポートであるとかというようなことを考えていくこ

と、リーフレットにもそういったことが書かれていたかというふうに思いますけれども、そういったところを大切に変わっていくということを1つの方向性かなというふうに今思っています。

(会長)

ありがとうございます。「ともに学び、ともに育つ」教育を枚方で大切にしてきたというように先ほど小出委員からも、ご意見いただきましたけれども、その他、委員の皆様からいかがでしょうか。

(柏木委員)

山下委員の意見等も似ていますが、医療の現場でも自閉スペクトラム障害というような文言から、自閉スペクトラム症というように、障がいという言葉を使わないようになっている傾向は見えます。多様性ということで、どこからが障害となるのかというのは非常に難しいので、定義づけも時代とともに少し変化してきているかなと思います。ですので、わざわざその理念の項目に障害の状況によってというように「障害」ということを書くからより難しくなるといいますか、障害とは何ですかというようなことになるので、障害という言葉を使わずに先ほど言われた多様性とか、特性というような文言の方がより枚方市がめざしている理念かなと思いました。

(会長)

ありがとうございます。大阪府あたりですと、結構障害という言葉を使って説明をしていたりすることがありますが、これからの子どもたちの多様な子どもたちが一緒に生活をしていくんだというような方向性を出すことも審議会の一つの方向性としては、しっかり考えていく必要があるところではないかなと思います。廣井委員、いかがでしょうか。

(廣井委員)

少し遅れての参加で申し訳ございません。聞かせていただいたところだと、今お2人の先生方がおっしゃったように私も同じような意味合いというか、障害という言葉ではなくて違う言い方で伝える方が、この審議会で話し合っている内容がより伝わるのかなという感じはしました。以上です。

(会長)

先ほど、クラスの他の保護者であるとか、子どもたちの理解というようなことを進めるという話も、渡邊委員からいただきましたが、環境が変わることによって、非常に生活をしやすくなる状況を作っていくと。それがこの難しさを変えていくと言いますか、生活することの難しさを変えていく力にもなっていくというふうにも考えられるところではありますので、その辺の文言についても少し考え直していく、捉え直していく必要があるのではないかというようなところだと思います。

社会的自立と自立の違いというのも出ていますが、この辺りについて小寺委員はどのように思われますか。

(小寺委員)

社会的自立ですね。障害の問題も、どこからが障害なのかとか色々な見方があると思

いますが、いわゆる福祉の世界に入るのは高校卒業後の18歳からですが、18歳を迎えるにあたって我々のような立場の人が考えるというところは、高校卒業後の進路についてということと、日中にどういう過ごし方をするのか、施設に通うのか、働くのか、様々な選択肢があると思います。それに住まいとお金の話。障害年金はどうなっているのかという生活費の問題。また、権利擁護の問題。成年後見の問題もあると思いますし、社会福祉課がやっている日常生活自立支援事業でそういう権利をいかに確保していくかというように、色々と考えていかなければならないことがあります。それが、義務教育や高等学校を卒業したら直面しますので、その辺の準備体制がどうなっているかは、1つ大きなテーマかなと感じます。もう1つは、教育と福祉の連携がないこと。私が関わっている四條畷市は、引きこもりであるとか、いわゆるヤングケアラーの問題とかそういうことを、教育と福祉の専門職が合同で面接などを定期的に行っている。そういう福祉と教育の連携が人事面でも上層部で行われていて、交流を始めている。過重労働というようなところがかなり問題になっていますが、教育だけで解決するのではなくて、他部局との連携の中で、そういう負担もなくなっていくことをもう少し自覚して、重層的支援整備事業を活用していくということが大事であるという感想です。

(会長)

他機関との連携で教育と福祉が連携するということですね。2番に書かれている個別の教育支援計画というのが、将来の社会的自立をめざしてというような目的で作られていたりするとは思いますが、その点につきましては学校関係の皆様がつくられているかというふうに思いますので、村上委員などは、その辺の社会的自立とか自立に向けてということと、教育支援計画との関連でもいいですので、その辺はどのようにとらえていらっしゃるのか少しお話をいただいてもよろしいでしょうか。

(村上委員)

自立と社会的自立という言葉の定義付けということで、私もずっと色々調べていましたが、調べたときに出てくるのは自立というのは他者の支援を受けない、自分の力で生きていけるというようなことで、社会的自立というのは社会に対して自分の役割を果たす、自分の意思に、物事で取り組んで、必要なときに頼れるというような形では出てきました。しかし、この言葉だけですべて整理するというのではないと思います。社会的自立に関して言えば、中学校の教育で言えば、まず進路についてできるだけ可能な限り早い段階から、いろいろな選択肢を提示した上で、保護者本人とも話をしながら、どういった進路に進むのか、その中学校を出た後のことも考えて進めていくというふうな形でとらえています。自立に関しましては学校生活の中でといいますか、どの子に対しても指導や支援をしていく中で促していくものという感じで捉えています。

(会長)

ありがとうございます。自立というところで、中学校の東野委員にもお伺いしたいと思います。個別の教育支援計画等を作られているかと思いますが、その中で将来の社会的自立をめざしてというのが、将来のいわゆる見通しを持った形の中で、今どんなことを行っていくのかというふうなことを考える礎になっているのが教育支援計画に

なるかと思いますが、その辺についてご意見とございますか、お話をいただけたらと思います。

(東野委員)

失礼します。今年の3月に、3年生を卒業させました。本当は個別の教育支援計画は、最後保護者の方にお渡しして、一応確認をしていただいて、次の進路に持っていただいて、スムーズに子どもたちが高校生活を送れるようにお話ししていただいています。4月になり、とある生徒の進学先の高校と面談させてもらった時に、支援計画の方は手元にありますかというお話をさしてもらおうと、「いつももらえてなくて」という話だったので、学校にある様式をお見せすると、こんな形のものなんですねという話だったので、高校の先生自体もどんな形のものが教育支援計画なのか、実際まだ、知られない方が実は多いんじゃないかなあというふうに私の中では少し感じました。3年後の進路に向けてという話も少し一緒にさせてもらったときに、高校ではこのように考えているというお話していただいたんですけども、私の中では、そういう道があるんだと感ずることがすごく多かったのも、私自身も高校に向けてというところで、一生懸命みんな考えているところは、注力してきたつもりではいたんですけども、高校卒業した後という部分ではまだまだ知らないこともあるので、今後、高校さんとお会いしてお話しさせていただくことがたくさんあるので、その時に、その高校を卒業してから、この支援に在籍していた子どもたちがどういう進路を歩むのかということに、もう少し目を向けていかないとけないなと感じました。

(会長)

ありがとうございます。ちょっと重ねて聞きたいことがあります。先ほど井村委員とか渡辺委員から本人というところがすごく大事にしなきゃいけないというご意見いただいていたかと思いますが、この教育支援計画とか、将来自分の姿であるとかを見据えていくときに本人の参加というのは、どのように取り組まれていたりするんでしょうかね教育現場の方では。

(東野委員)

もちろん本人のいる場というのはもちろん、支援計画作成のときももちろんそうですし本人を交えての話ではあります。ただ高校の先生の面談のときはもちろん本人はいなかったんですけども、はっきり自分たちの道が見えていたらいいですが、そうでない子もいるので、こういった進路はどうかというビジョンとして伝えたいと、保護者の方の意向も踏まえながら、最後は本人が進んでいきたいという道でいけたらと高校の先生もおっしゃっていました。

(会長)

ありがとうございます。少し古い話ですが、本人参加、自己決定というのが、大分捉えられていた1990年代ぐらいから、やっぱり自分が参加して自分で決めていくというようなことについて、まずは自立していくというふうな、周りから見た自立ということも含めて自分自身がどうなっていくのか、どうなっていきたいのかということを知ってそこに向けての、何か取り組みを始めていったり一緒に何かを考えていったりというス

ダンスというのも、非常に大事なあとというふうにお話を伺っていて思いました。ありがとうございます。

自立というようなことについて少しお話をいただきましたけれども、本人がどう自分らしい力を発揮しながらこの生活できていくのかというようなことなどを、1つ大切にしていきたいと思いますというようなことなんかも、かなり含まれているかなというふうに思いますけれども、今改めてそういった認識をもちました。ありがとうございます。

一番についてはよろしいですかね。自立についてのご意見をいろいろといただいておりますけれども、障害というようなことよりも多様性といったようなことへの対応であったりとか、或いは自立というようなことに向けても、ある程度自己理解を深めていたりとか、本人の気持ちを考えて、一緒に確認しながら進めていくような手続きを進めていただくということが大事だというようなことが、この審議会の中での答申の中に含めていけたらと考えておりますので、またそのことについては、具体的な案をお示しできたと思いますので、そこでご意見をいただけたらと思っています。

次に2番目として、学校以外の相談窓口体制の充実というようなことが、学校や保育幼稚園以外に認定子ども園もありますかね、保護者がどのような窓口を利用しているのか、教育委員会の相談窓口としてやっぱりどういったものが求められているのかというようなことですが、就学前というふうに考えてよろしいですかね。就学前が中心になるということで、相談窓口について、の役割について何かご意見等、ありましたらばお願いしたいと思います。いろいろな取り組みをなさっているかとおもいますので、牧村委員いかがでしょうか。

(牧村委員)

学校以外というのとあれですけど、就学前という部分はあるかなという感じで聞いていました。大半がフリースクールとかで、その辺は中学校入ってからの相談かなと思うんですけどそれ以前の話ですかね。ちょっと私が論点ずれていますかね。

(会長)

学校に入ってからでも結構です。学齢期になってからも学校以外にどんな相談窓口があるのかなあというふうな。

(牧村委員)

学校以外でしたら放課後デイサービス、言い方がちょっといろいろありますが、そういったところに相談されたりとか、子ども食堂を実際にされているスタッフの方が、障害を持たれた部分の施設の相談員の方だったりとかっていうのも非常に多いので、結構、学校外の部分でも相談するところでたくさんあるのかなあというふうに思いながら聞いていました。

(会長)

放デイというお話が出ましたけど、連携がなかなか難しいと聞きますね。

(牧村委員)

個々によって違うという部分ですので、それを結構PTAの方にお話はたくさん来ていただくことはありますね。

(会長)

なかなか時間的にも帰りに迎えに来ていただいてというところで学校の先生となかなかお話する機会がなくて、放デイも1ヶ所だけじゃなくていろんな放デイさんが迎えにいらっしゃるので引き渡すだけで結構大変だという学校のお話も聞きますし、ゆっくりそういう時間が取れないっていうことも聞きますね。

(牧村委員)

結構そういったところはあるけど、なかなかこう連携って言われましたら、難しいなっていう感じです。

(会長)

先ほど申し上げた教育支援計画というところがあれば福祉の連携というところで、放課後等デイサービスさんとの連携役割分担みたいなどころがある程度明確になっていくと望ましいんだろうなと思いますが、なかなかそういった時間が取れないというような実情というのがあるかと思えますね。現場の先生、奥野先生とかは、いかがでしょうか。

(奥野委員)

失礼します。教育委員会の方に相談というのはなかなか学校からはないですけど、まるっとこどもセンターとかは相談窓口になると思います。やっぱり学校の先生以外にどこか相談ってなれば、まるっとの方にお繋ぎしたりだとか、教育文化センターの方にご相談できますよとすすめる場合もあったりもするので、そこは市が関わってくださっているとは思っています。

(会長)

まるっとというのはどういう機関でしょうか。

(奥野委員) 障害有無にかかわらず、お子さんの子育てに関する相談事だったりだとか、そういった家庭のことだとかいろいろ相談できる窓口じゃないかなと思います。

(会長)

こども家庭庁とかが運営しているところなんですかね。支援課とかまあ、市によっていろんな、自治体によって名前違いますけどそういったところが、相談機関として作っているというふうなところになるのでしょうかね。枚方市では、教育委員会に相談課というのはないですかね。指導課や相談課とかっていうふうに分かれて置かれていたりするところがあるかと思えますけど、枚方市は特に相談課というところはないのかな。

(事務局)

相談課としてはありませんが、電話相談窓口は教育委員会としても持っております。

(会長)

そういったところの広報というのはされていますか。

(事務局)

ホームページ等で広報しております。

(会長)

相談件数はどのくらいと突っ込んで聞いても難しいと思いますが、結構相談はあるもののでしょうか。

(事務局)

結構対応件数があるという風に聞いております。

(会長)

そうすると、教育委員会としての相談窓口の役割は果たしているということにはなりませんかね。

(事務局)

先ほど、教育委員会の相談窓口としては支援教育に限らず様々な学校での対応であったり、保護者と学校の関係性であったりということも含めての相談体制になっておりますので、今回案件として上げさせていただいておりますのは、例えば子どもの困り感があったときにどういった対応ができるのかとか、アセスメントをどうしていったらいいのかということや学校に相談できないこと、また教育委員会としてどういったことを求められているかというようなことに対してご意見などがあればありがたいなというご意見を踏まえて書かせていただいたところです。

(会長)

なるほど。皆様はいかがでしょう。私が住んでいる京都市は、発達相談も、ある程度受入れているんですけど、かなり待っているという状況があつてですね、発達検査とかもしてくれるんですけど、結構もういっぱいいっぱい大変だというふうな状況になっていたりすると聞いています。

いかがでしょう。学校以外の相談窓口体制について、おそらく色々あるかなあと思うんですけどね。保護者の立場、それから、まだ発言されていない校長先生の大泉委員、学校ではどうですかね。

(大泉委員)

以前は津田小学校で、奥野委員と管理職という関係で勤務していましたが、今回異動4月、春日小学校におります。これまで、皆さんお話された内容については奥野委員を通じていろいろと聞かせていただいております。学校なので基本的に学校で受けることにはなると思いますが、先ほど奥野委員が発言していたような内容は、いわゆる家庭児童相談所のような関係機関として、枚方市は「まるっと子どもセンター」というところですので、虐待の相談や、子育てに関する相談も窓口としているので、そちらでも相談できますよというふうに、学校の方からもお知らせしたりもしています。学校に直接相談に来られたら、できるだけ学校で対応することはもちろん、しっかりと傾聴しながら、逆に私たちもどこにつなげていったらいいんだろうということを考えながら対応しています。

これまでの話で思っていたのは、ここで話している委員の方々は学校や教員のことをよく理解してくださっているということです。逆に、私たち教職員や学校が、本当にこのことをもっとよく知らないといけないということをととても感じております。答申(案)の内容についての1つ1つについて、どうしてこのようなことが今議論されているのかとかを、私たちは教職員がもっと考えていかなければならない、もちろん、制限された時間の中で、やることもたくさんあることはありますが、本当に理解した中で動いてい

かないといけないことだと改めて感じさせてもらっています。

先ほどのともに学びともに育つところでも、進路を考えるのは中学校だけではなくて、小学校1年生であればその6年後どんなふうになりたいとか、中学校を卒業した後はどうなるのかということも考えることが大切で、小学校でも、10年後20年後を見据えて取り組んでいく必要があるということは、前任校でも先生たちとたくさん話をしてきました。どの学校でも、そういった目線を皆で持ってやっていくことがとても大事だになってことを、皆さんのお話伺いながら、改めて感じたところです。質問ずれていて申し訳ありません。

(会長)

ありがとうございます。学校ですとスクールカウンセラーさんがいらっしゃるかと思うんですけどスクールカウンセラーさんの活用というところで、多様な子どもたちのことについて相談というのはされていたりもしますか。

(大泉委員)

そうですね。スクールカウンセラーさんもそうですし、小学校でいうと、今年度は月に1回しか来ないですが、スクールソーシャルワーカーさんとも話をしたりとか、スクールソーシャルワーカーさん通じて、CSWさんの方にもつなげようとか、いろいろ、うちの校区においてもそんな話もしているので、教育だけじゃなくって、福祉とか専門家の皆さんと繋がっていかないといけないなということで、少しずつ動いていますが、そういう動きもあるってことを、教員もちゃんとわかった上でやっていかないと、ともに学びとともに育つという形が実現できないんじゃないかなとは思いつつ日々奮闘しているところです。

(会長)

ありがとうございますスクールソーシャルワーカーさんは他機関と連携をとるプロフェッショナルだというふうに思いますので、学校での活用が進んでいくと、なおさら学校以外の相談窓口っていうところが広がっていくのではないかと思います。ありがとうございます。

皆様から、学校以外の相談窓口体制の充実ということでご意見をいただいていたけれども、奥野委員いかがでしょうか。

(奥野委員)

失礼します。先ほど大泉委員からもあったと思いますが、本当に学校だけの問題というか学校と保護者さんだけで考えていく問題ではないなというのは皆さんのお話を聞いてわかりました。学校にいろんな専門職の方いらっしゃったりとか、放課後デイさんとの繋がりもあったりだとか、本当にいろんな方々と繋がり合いながらどんな形が一番子どもたちにとっていいんだろうというのを、1つの視点じゃなくていろんな方の視点から考えていくことが学校にも求められているなというのを日々感じています。

あとは、以前の話になるんですけど、障害というものだけではなくて、子どもたちの一つ一つの困り感というか、社会的な障壁、その先を見据えてどうしてあげたらいいかということについて、障害のあるなしにかかわらず考えていってあげることで、あと、教師

だけじゃなくて、いろんなところに頼りながら、教師も子どもも保護者の方も、いろん
な方とつなげながらやっていくことというのがこれから求められていくんだろうなど、
この答申（案）や、皆様のお話を聞いて、考えていたところです。以上です。

（会長）

ありがとうございます。支援教育充実審議会でするので、学校がどのような充実した取
り組みを行っていくのかというようなことというのは1つ大切なベースになることでは
あるかと思えますけれども、学校だけではなくて多様な、立場から、或いは多様な視点
からのサポートであるとかというようなことが求められていくことが大切といえます
か、学校だけは抱え込むということではなくてその子たちの将来を考えると、地域との
連携であるとか、それがインクルーシブな社会をつくっていくということにも繋がっ
ていくのではないかと考えるところです。ありがとうございました。

様々なご意見をいただいておりますけれども、まず今日は答申（案）1と2という
ところでございますが、その点について、何かまたお気づきのことがありましたらとい
うふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

（事務局）

よろしいでしょうか。

（会長）

はい。

（事務局）

ぜひ、柏木先生のお話を少し伺いできたらと思っているんですけれども、これまで
審議会の中でも、教育委員会や学校というところは相談に乗りながらも、困り感を持っ
たお子さんと保護者の方々が病院の方に受診をされて、様々ご相談をされているとい
うお話もお伺いしているところです。実際問題、教育委員会や学校がすべての相談に対
してきっちりと対応できているかと言われればそうではないのではないかとというふうな
ところもあったと思いますが、柏木先生の方から見て、学校や教育委員会が、こうしたほ
うがいいんじゃないかとか、こういった手だてがあったほうがいいんじゃないかとい
うふうな、少し改善できるような点とかご助言等ございましたら、ここでいただけたらあ
りがたいんですが、いかがでしょうか。

（柏木委員）

ありがとうございます。かなり難しい問題提起かと思うんですけれども、やっぱり医
療分野と教育の分野で違いというのが、医療分野は対個人というかお子さんと保護者、
医師を含めて個人的なかわり合いで問題を改善していくというふうなモデルになると
思うんですけれども、教育でももちろん必要だとは思いますが、様々なお子さんがおら
れる中で少し気になるようなお子さんとどういうふうな関わりを持っていくかという
ところで学校体制と個人との二本立てで考えていけないといけないところが、こち
らの診療の場で、お子さんや保護者の意見を聞くときにその学校に対するいろんな思い
をこちらに言ってこられるので、こちらなりに考えるとそういうところに保護者の思い
と学校との違いや認識のずれが少しあるのではないかと思います。学校の先生も本当に

大変で、これ以上は難しいというところはあると思いますが、やはり対話と申しますか、お子さんの思いを尊重するというところで、小児科でもよく言われるのですが、お子さんを受診されているんですけども保護者との話がかなり長くなってしまって、お子さんが少しつまらなそうにしているというようなこともあるので、組織として対応しないといけないというところもありますね。やはり対個人との対話として、やっぱり話を聞いてくれないというところが医療界でもあるんですけども、訴えの根底には、学校の先生に訴えているけど、取り合ってくれないとか、前例がないという理由で断られるということも聞きます。1つ大きく感じているのはいわゆるGIGAスクール構想でiPadを二、三年前から急に配り出して、医療界の方では読み書き障害があればICTを使った方がいいともうすでにわかっていることを、学校の方に言ってもそれは前例がないから認められないというふうなことを言われた経験があると保護者を通して聞きますので、学校によっては前向きに考えていきますというふうな対応がされてないところに不満を持っているというふうなところが少しあるのではないかと個人的な意見として思っています。そういうところのすり合わせと申しますか、組織としての対応というのが難しいところあるもあると思いますがそういうところの合意形成が足りないのではないかと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。そういった意味では教員側の意識改革というところについては、これから研修を充実させていくというようなことも審議会の中で話し合われたかと思えます。やはりこれまでと違うような観点でのサポートであるとか、理解であるとか、みんな一緒じゃなくてやっぱり一人一人のことを考えていくんだっていうようなことを教育委員会側としても伝えていく必要があります、そういった意識をしっかりといただくことが大切ですね。今、柏木先生の話では、医療が対面で繋がっている中で考えると、そういったところが学校に入ると学校で集団の中の1人であるというようなとらえ方になってしまうところもあるかなと思いますので、それが少し変わってきているというようなこと、意識改革をしていくというようなことなども必要なことではないかというお話をお聞きしたところでございます。小出委員どうぞ。

(小出委員)

相談窓口について意見を言わせていただきたいと思えます。私は、ここに相談したから大丈夫という窓口はないと思っています。その子が医療機関にかかっているか相談できたり、療育に行っているか、放課後デイサービスに相談できるとかでも状況違うと思えますが、習い事に行っているか行っていないか、行っている場所の様子だったり、保護者の方がどこまで知っているかとか、学校生活で先生方が、子どもの姿を保護者の方にどこまで共有で聞いているかとか、就学前ですと、幼稚園保育園での姿を見たり聞いたりできているかというので大分違うとは思えます。

私はできるだけ関わっている人に相談にいきました。医療機関もそうですし、療育の先生もたくさんいたのでいろんなところで相談して、幼稚園も相談して、一応、親戚にも相談したり、習い事の先生にも相談したり、その中で、いろんな人の意見を、自分の

子どもを見てくれている、いろんな人の意見を聞いて、自分の中で納得できるところを見つけて、最終、保護者が決定することですので、できるだけその子どもに関わる人に対して、保護者もしっかり動いて聞くということができればと思います。学校の先生も、ここで何か答えを出さないとって思わなくていいんじゃないかなと思うので、今はこうだからこっちがいいかなあとか、やっぱりいろんなどころでもっと様子見で聞いて、その上で決めたほうがいいよと言っていたらいいんじゃないかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。ピアサポートと言って保護者同士で相談し合えるような、そういうところがあってもいいのかなというふうに思います。ありがとうございました。答申(案)1と2というところでもう少し議論を深めていけたらいいかなというようなところについて、皆様からご意見いただきまして、いろいろ考えることがあるなど改めて思いました。ありがとうございました。

それでは、今日の予定につきましては以上で閉めさせていただきます。どうもありがとうございました。その他、事務局から何か連絡等がありますでしょうか。

(事務局)

失礼します。先ほど、会長より提案がありましたので、相澤会長の答申(案)については審議帰終了後に送信させていただきます。次回、令和7年度第2回枚方市支援教育充実審議会は、5月29日(木)の開催となります。ご参加のほど宜しく願いいたします。

(会長)

みなさまからのご意見をいただきながら良いものにしていければともいます。今回は、引き続き答申の記載内容について②といたしまして、通常の学級での支援の充実に向けて、また、通級指導教室、支援学級での支援の充実について内容の確認や議論深めていく予定しております。

以上をもちまして、令和7年度第1回枚方市支援教育充実審議会を終わらせていただきます。長時間のご審議ありがとうございました。